

福 議 委 号
平成24年11月13日

福島町議会議長 溝 部 幸 基 様

総務教育常任委員会
委員長 熊 野 茂 夫

所管事務調査報告書の提出について

本委員会は、平成24年9月19日福島町議会定例会9月会議において決定した、休会中の所管事務調査を終えたので、会議条例第140条の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

調査事件	(5) 第4次福島町総合開発計画等の変更について
調査期間	平成24年11月2日(1日間)
出席委員	委員長 熊野茂夫 副委員長 川村明雄 委員 佐藤孝男 委員 滝川明子 委員 平野隆雄 委員 溝部幸基
欠席委員	なし
委員外議員	なし
出席説明員	町長 佐藤卓也、副町長 竹下泰弘 教育長 盛川哲、総務課長 中島和俊 財務課長 本庄屋誠、学校教育課長兼学校給食センター所長 飯田富雄 生涯学習課長 阿部憲一、総務課課長補佐 阿部憲一
議会事務局職員	議会事務局長 石堂一志 議会グループ総括主査 前田勝広 議会グループ主事 沢田元気

[委員会意見]

調査事件 5 第 4 次福島町総合開発計画等の変更について

(平成 24 年 11 月 2 日調査)

本調査は、第 4 次福島町総合計画の次年度に向けたローリング作業により調整された、後期実施計画の変更と関連する福島町過疎地域自立促進市町村計画の変更内容を調査したものであり、その調査結果の主な内容は次のとおりである。

【調査の論点】

1. 第 4 次福島町総合計画の変更について

(1) 防災行政無線更新事業

個別受信機の設置を要望する町民の声は多く、早期に実施することが望ましいと考える。計画は 2 箇年で設計を終え、事業を平成 27 年度に予定している。現状の不具合、非常時の対応、災害の可能性を考慮すると、設計に 2 箇年を要する理由は理解し難く、年度内の設計着手に向けた対応を検討していただきたい。

(2) 福島中学校体育館改修事業

バスケットボールのルール改正に伴う改修計画であるが、その猶予期間は平成 25 年 3 月 31 日までとの説明であることから、年度内に改修すべきものとする。

(3) 社会教育施設改修計画策定事業等

変更計画では、町民プールの改修調査費と総合体育館の改修計画調査費及び耐震診断委託費が掲載されている。一方、町では「公共施設維持保全計画」を平成 25 年度と平成 26 年度の 2 箇年で策定する予定となっていることから、計画対象に含まれている他の大規模施設の調査も必要であり、統一した対応を検討すべきものとする。

(4) 防災体制整備事業

備蓄用建物整備の内容に不明確なところがあるので、変更する段階では一定の内容で整理しておくべきものとする。

(5) 町有建物解体事業

前述 (3) の公共施設維持保全計画の中で、解体の必要な施設を明ら

かにしながら、総合計画に事業費等を登載すべきものとする。

(6) コミュニティバス購入事業

デマンドバス試験運行期間（39日）の1日平均の実利用者人数は2.8人と、低調な利用に止まっている。地域公共交通確保維持改善協議会において利用状況やアンケート調査の結果を基に、今後の方向性等を検討する予定とのことであるが、当該事業の抜本的な見直しが必要とする。

(7) 定住促進ちょっと暮らし住宅建設事業

当該事業を先駆けて実施している自治体の実情等をしっかりと調査研究した上で、慎重に進めるべきとする。

(8) 住民記録等電算処理システム・機器更新事業

当該事業にICT業務継続計画に関連する事業費も含まれていることから、議会に詳しい内容を示していただきたい。

(9) 総合体育館改修事業

当該事業に前述（2）と同様にバスケットボールのルール改正に伴う事業費も含まれていることから、出来るだけ早期に改修すべきものとする。

(10) 総体的意見

変更事業中に地方債を大きく減額するものが見受けられるので、他の財源も含め変更前との違いをきちんと資料に示すべきものとする。併せて、変更内容の記述も検討していただきたい。

2. 福島町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

意見はなし。

以上が、町が示した総合計画変更に関して委員会が留意した点であり、今後の計画策定にあたっては、論点の内容を十分に踏まえて取り組むことを期待するものである。